

# 指宿市定住自立圏形成方針 (修正案)

7/15に開催した指宿市定住自立圏共生ビジョン懇談会における意見を踏まえ、原案に対して修正（追加）した部分は、網掛け・下線部分です。

平成28年 月

鹿児島県指宿市

# 指宿市定住自立圏形成方針（修正案）

指宿市は、旧指宿市の指宿地域と、旧 2 町の山川地域及び開聞地域で形成する「指宿市定住自立圏」に関し、次の方針を策定する。

（目的）

第 1 条 この方針は、市町村合併をした市域を一つの圏域として捉え、定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)第 4 の規定に基づく中心市宣言を行った指宿市において、それぞれの地域が相互に役割分担し、連携した取り組みを推進することにより、人口定住のために必要な生活機能を確保し、地域の結びつきや魅力を高めて、住民が住むことに喜びを感じ誇れる豊かな圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第 2 条 指宿市は、前条に規定する目的達成のため、指宿市総合振興計画及び指宿市まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、次条に規定する政策分野において、それぞれの地域が相互に役割分担して連携を図り、圏域全体の活性化を図るものとする。

（取り組み事項）

第 3 条 前条の基本方針に従い、相互に役割分担し、連携する取り組みは、次の各号に掲げるものとし、その具体的な内容は、当該各号に定めるところによる。

（1）生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

（ア）医療体制の充実

a 取り組み内容

住民の安全で安心な生活基盤を確保するため、日曜・祝日等の医療体制の充実を図るとともに、関係機関との連携調整により、医師不在の解消を目指す。

また、人口減少問題や高齢化社会が抱える医療や介護における現状や課題について、市民と共有しながら、関係機関等と連携して、安心して暮らせるための地域医療ネットワーク等の充実に努める。

b 機能分担

(a) 指宿地域においては、指宿医師会が調整を行う、日曜・祝日の当番医制や、休日・夜間の救急患者に対する病院群輪番制等による受入態勢を確保する。また、地域医療支援病院である指宿医療センターにおいて、不足する産科医等の医師確保等を行いながら、機能充実に努める。

さらに、人口減少問題や高齢化社会が抱える医療や介護における現状や課題について、指宿医師会や地域医療支援病院である指宿医療センター等と連携し、地域住民に情報提供と理解を図りながら、地域医療ネットワーク等の充実に努める。

(b) 山川地域及び開聞地域においては、指宿医師会が調整を行う、日曜・祝日の当番医制や、休日・夜間の救急患者に対する病院群輪番制等による受入態勢を確保する。また、地域内の医療機関と、指宿地域に拠点を

おく地域医療支援病院である指宿医療センター等と連携を図り、地域住民に対して、質の高い医療サービスの提供に努める。

さらに、人口減少問題や高齢化社会が抱える医療や介護における現状や課題について、指宿医師会や地域医療支援病院である指宿医療センター等と連携し、地域住民に情報提供と理解を図りながら、地域医療ネットワーク等の充実に努める。

(イ) 健幸のまちづくりの推進

a 取り組み内容

住民の健康増進や発病予防を重点とする一次予防に対応する体制の強化や、適正受診についての普及啓発を図りながら、健幸のまちづくりを推進し、定住促進につなげる。

b 機能分担

(a) 指宿地域においては、一次予防の取り組みや適正受診の普及啓発について、関係機関が連携して地域医療ネットワークによる地域医療水準の向上及び、保健・福祉・医療・介護の連携による地域包括ケアシステムの構築を図るとともに、指宿保健センターの機能を拡充しながら、健幸のまちづくりを推進する。

(b) 山川地域及び開聞地域においては、山川文化ホール・開聞保健センター等において、一次予防の取り組みや適正受診の普及啓発を推進する。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

(ア) 公共交通機関の充実

a 取り組み内容

民間路線バスやJR路線の維持・確保に努めるとともに、市内循環バス（イッシーバス）のより効率的で、各地域の特性や住民ニーズに合った交通体系のあり方や、市民にわかりやすい路線や時刻表の工夫や周知のあり方、民間路線バスや観光利用等との効果的な連携のあり方等を調査・検討しながら、新たな公共交通体系の構築を目指す。

b 機能分担

(a) 指宿地域においては、市内循環バスのより効率的で、住民ニーズに合った交通体系や、市民にわかりやすい路線や時刻表の工夫や周知のあり方、市内循環バスと、民間路線バスやJR路線、観光利用との連携、並びに、生活のために必要な行政機関、医療・介護施設、商業施設などへのアクセス強化や、通勤・通学等でより利用しやすい環境整備に向けた、調査・検討を行い、新たな交通体系の構築を目指す。同時に、交通不便地域における交通体系のあり方や、指宿駅等を拠点とする交通ハブ機能のあり方についても、調査・検討しながら、より効果的な新たな交通体系の構築を目指す。

さらに、生活に必要な交通体系の維持・確保のため、民間路線バスやJR路線の維持・確保にも努める。

(b) 山川地域及び開聞地域においては、市内循環バスのより効率的で、住民ニーズに合った交通体系や、市民にわかりやすい路線や時刻表の工夫や周知のあり方、市内循環バスと、民間路線バスやJR路線、観光利用との連携、並びに、生活のために必要な行政機関、医療・介護施設、商

業施設などへのアクセス強化や、通勤・通学等でより利用しやすい環境整備に向けた、調査・検討を行い、新たな交通体系の構築を目指す。同時に、交通不便地域における交通体系のあり方や、指宿地域と山川・開聞地域をつなぐ、それぞれの交通連結拠点のあり方についても、調査・検討しながら、より効果的な新たな交通体系の構築を目指す。

さらに、生活に必要な交通体系の維持・確保のため、民間路線バスやJR路線の維持・確保にも努める。

### (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

#### ア 宣言中心市等における人材の育成

##### (ア) 人材の育成

##### a 取り組み内容

地域づくりの牽引役となる行政職員の意識の改革と政策形成能力の向上を図り、圏域全体の行政課題におけるマネジメント能力の強化を図る。市民、地域コミュニティ、市民活動団体、事業者及び行政が、お互いにそれぞれの特性を發揮し、相互に支え合う協働によるまちづくりを進めるため、まちづくりの担い手となるリーダーの養成と組織の育成を進める。

##### b 機能分担

(a) 指宿地域においては、指宿市人材育成基本方針を踏まえ、研修の実施や人事交流等により、行政職員の資質の向上を図る。

また、地域においては、それぞれの地域が抱える様々な課題を自ら解決することができるような地域力の創出を目指し、課題に向かい合い、お互いの経験やアイデアを引き出し、活かしていく場づくり等を通して、まちづくりの担い手やリーダーとなる人材を育成しながら、地域の自立した独自の取り組みを推進する。

(b) 山川地域及び開聞地域においては、指宿市人材育成基本方針を踏まえ、研修の実施や人事交流等により、行政職員の資質の向上を図る。

また、地域においては、それぞれの地域が抱える様々な課題を自ら解決することができるような地域力の創出を目指し、課題に向かい合い、お互いの経験やアイデアを引き出し、活かしていく場づくり等を通して、まちづくりの担い手やリーダーとなる人材を育成しながら、地域の自立した独自の取り組みを推進する。

#### イ 外部からの行政及び民間人材の確保

##### (ア) 外部人材の活用

##### a 取り組み内容

地域の課題解決に向けて、地域づくりや情報発信等において、専門的知識や経験を有する外部人材の活用を推進する。

##### b 機能分担

(a) 指宿地域においては、定住促進や様々な地域づくりにおける担い手確保策として、大学や地域おこし協力隊等の外部人材を活用し、持続可能な地域づくりと情報発信を行うとともに、これらの人材の定住につながる施策を検討・展開していく。

(b) 山川・開聞地域においては、定住促進や様々な地域づくりにおける担い手確保策として、大学や地域おこし協力隊等の外部人材を活用し、持続可能な地域づくりと情報発信を行うとともに、これらの人材の定住につながる施策を検討・展開していく。

(その他)

第4条 この方針に掲げる取り組みについて必要な事項は、市長が別に定める。